

定 款

平成 28 年 5 月 30 日

一般社団法人 日本マリン事業協会

Japan Marine Industry Association

一般社団法人 日本マリン事業協会 定款

1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本マリン事業協会（JAPAN MARINE INDUSTRY ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会（第 36 条の理事会をいう。以下同じ。）の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、舟艇、舟艇用機関及び舟艇関連部品（輸入品及び中古品を含む。以下同じ。）の製造業、整備業及び販売業並びに関連する事業（以下「マリン事業」という。）の健全な発達を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規 律)

第 4 条 本会は、理事会の決議によって、会長が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マリン事業の振興に関すること。
- (2) マリン事業に関する展示会その他各種催事の開催及び宣伝普及に関すること。
- (3) マリン事業の技術の向上に関すること。
- (4) マリン事業における環境の保全に関すること。
- (5) 舟艇、舟艇用機関及び舟艇関連部品（以下「舟艇等」という。）の利用の円滑化に関すること。
- (6) マリンレジャーの普及に関すること。

- (7) マリンレジャー及びマリン事業における舟艇等の安全に関すること。
- (8) マリン事業に関する情報の収集及び配布に関すること。
- (9) 舟艇等に関する製品の自主回収に関すること。
- (10) プレジャーボート製品相談室の運営に関すること。
- (11) 政府その他の機関に対する意見の具申に関すること。
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

2 前項の事業については、本邦内及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第 7 条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業活動に賛同して入会した法人、個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業の全般につき賛助するために入会した法人、個人又は団体
- (3) 特別賛助会員 本会の事業の一部について賛助するために入会した法人、個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者であって、総会(第 25 条の総会をいう。以下同じ。)において推薦された個人

(入 会)

第 8 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、総会の決議によって、別に定めるところにより、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

2 特別賛助会員は、理事会の決議によって、別に定めるところにより、会費等を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(代表者の届出)

第10条 会員が法人又は団体である場合は、本会に対する代表者1名を指定し、届け出なければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第13条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及び拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

理事	10名以上20名以内
監事	2名以内

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあっては、第10条の代表者。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事5名以内を選任することができる。

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 会長及び副会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

5 理事会は、その決議によって、常任理事を選任することができる。ただし、常任理事は12名以内とする。

6 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

7 理事の内、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

9 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規則による。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令及びこの定款で定める権限を行使すること。

(任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの

に関する通常総会（法人法上の「定時社員総会」をいう。以下同じ。）の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。増員により選任された理事についても同様とする。

3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第20条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

（報酬等）

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める役員報酬等規則に基づき、報酬等を支給することができる。

2 監事は、その職務を行うために要する費用の支払いの請求をすることができる。

（取引の制限）

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除又は限定）

第23条 本会は、法人法に基づく役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）

第24条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議によって、学識経験者のうちから選任する。

- 3 顧問は、無報酬とする。
- 4 顧問は、会長の諮問に応え意見を述べることができる。
- 5 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総 会

(構成)

第25条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第27条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 理事及び監事の報酬の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第29条第3項の書面又は電磁的方法において記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第28条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会が招集の決議をしたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催の日の7日前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとする場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第31条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 賛助会員、特別賛助会員及び名誉会員は、議決権を有しないが、総会に出席することができる。

(決議)

第32条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第33条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使し、若しくは他の出席正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した代表理事1名が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第36条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な使用人の選任及び解任

(2) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(3) 内部管理体制の整備

(4) 第23条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第18条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第39条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催の日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第42条 理事会の議事は、この定款に特に定めるものを除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、記名押印をしなければならない。

第6章 基金

(基 金)

第46条 本会は、法人法で規定される基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計等

(資産の管理・運用)

第47条 本会の資産は、会長が管理・運用し、その方法は理事会の決議によって、別に定める。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び予算)

第48条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(備え付け帳簿及び書類)

第50条 主たる事務所には、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 事業報告
- (4) 事業報告の附属明細書
- (5) 貸借対照表

(6) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(8) 監査報告

2 前項各号に掲げる書類のうち、第1号及び第2号に掲げる書類については、常に備え置くものとし、第3号から第8号に掲げる書類については、5年間備え置かなければならない。

（公 告）

第51条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

（会計原則）

第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更等

（定款の変更）

第53条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

（解 散）

第54条 本会は、法人法に規定する事由によるほか、総会の決議によって、解散することができる。

（残余財産の処分）

第55条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑 則

（委 任）

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議によって、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、会長 梶川 隆、副会長 金子 満及び副会長 小平 信因とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行日)

- 第1条 この定款の一部変更は、平成28年5月30日から施行し、平成28年度から適用する。